身近な損害賠償を考える

～自転車の事故への備えは十分ですか？～

一般社団法人　日本損害保険協会　生活サービス部　啓発・教育グループ　鈴木　文明

1．はじめに

日本損害保険協会（以下「損保協会」という）では，損害保険事業を通じて蓄積してきたノウハウを活かし，社会の安心・安全に貢献するために，交通事故防止をはじめ，防災，防犯対策・教育に関する様々な取組みを推進しています。今回のテーマである「自転車」は，運転免許が不要なこともあり，通勤・通学・買い物など，子どもから高齢者の方々まで，年齢を問わず誰でも気楽に利用できます。また，二酸化炭素を排出しないため，地球環境にやさしいことや，健康志向の高まりといった背景もあり，手軽で便利な乗り物として注目が高まっています。

しかしその一方で利用者が増えるに伴って，ルールやマナーを守らない自転車による事故が大きな社会問題になっています。自転車乗用中に，自分が被害者になるだけではなく，加害者になるケースもあるのです。

ここ最近，いくつかの自治体では「自転車安全利用条例（名称は自治体によって異なる場合があります）」を制定して，保険の加入を推進しています。中には，保険の加入を義務付けている自治体もあります。

自転車は，道路交通法では，「軽車両」に当たり，「くるま」の一種です。つまり，自転車に乗ることは，運転者としての自覚と責任が必要になることをまず認識いただきたいと思います。

本稿では，「自転車の利用にはどのようなリスク（危険）が伴うのか」，「事故を起こすとどのような責任が生じるのか」，「こうしたリスクにどのように備えたらよいのか」を中心に説明します。

2．自転車に乗る前に大切なこと

自動車と同様に，自転車も乗る前の安全点検が必要です。損保協会では，主に小学校やご家庭で，児童が指導者や保護者といっしょに，大人も自転車の安全な乗り方の知識を基本から学べる冊子「小学生のための自転車安全教室～たのしくまなぶルールやマナー～」を作成しています【写真１】。

この冊子では，まず自転車に安全に乗るための点検方法を学びます。「ブ・タ・ベル・サ・ハ・ラ」というフレーズをご存知でしょうか。自転車に乗る

写真１

写真２

前に，㋐レーキ，㋑イヤ，㋒ベル，㋓ドル，㋔ンドル・反射材，㋕イトなどを点検することを，語呂あわせで覚えさせるものです。自転車の事故防止には，まず安全点検を行うことが重要であり，安全点検という基本中の基本が事故防止に向けた第一歩になります。

3．統計データから見る自転車事故の実態

損保協会では，前述の冊子のほか，主に高校生以上を対象とした冊子「知っていますか？　自転車の事故～安全な乗り方と事故への備え～」を作成し，当協会から講師を派遣した講演会での資料などで活用しています【写真２】。本冊子の冒頭では，警察庁の交通事故データから見る，自転車事故の実態と原因を説明しています。

2015年（平成27年）における「自転車乗用中」の交通事故件数は，98,700件で，交通事故件数全体に占める割合は18.4％です。2010年（平成22年）以降減少傾向にあるものの，未だに２割程度で推移しています。

また，自転車乗用中の死傷者数のうち，未成年者が30.5％，65歳以上の高齢者が19.6％と，この２つの年齢層で過半数を占めています。特に高校生が属する15～19歳の年齢層が18.0％と高齢者に匹敵して高くなっています【グラフ１：平成27年 自転車乗用中の年齢層別交通事故死傷者数の割合】

［グラフ１］

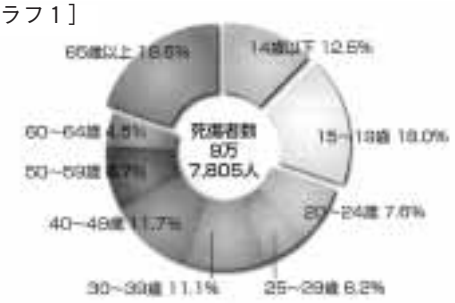

次に，自転車事故の８割以上が自動車との接触事故です。また，事故類型（車両相互）では，「出会い頭」による事故が圧倒的に多く，自転車乗用中の事故の半数以上を占めています【グラフ２：平成27年　自転車乗用中事故(車両相互)の事故類型別交通事故件数の割合】。

さらに，自転車による加害事故は15,929件で，自転車事故全体に占める割合は16.1％となっています。主な要因は，安全不確認，一時不停止，信号無視の順です【グラフ３：平成27年 自転車乗用者（第１当事者）の法令違反別交通事故件数の割合】。

［グラフ２］

［グラフ３］

4．高校生の自転車による事故事例

独立行政法人日本スポーツ振興センターの「学校事故事例検索データベース」から，通学中に発生した高校生の自転車事故の事例をいくつかご紹介します。次ページの表を参照して下さい。

5．自転車を取り巻く事故のリスクとその責任

上記４．の事故事例のような事故が多く発生しています。本事故例には無いものの，自分がケガをするだけでなく,歩行者など他人にケガを負わせたり，財物を壊して損害を与えたりする事故も発生しています。

自転車だから事故を起こしても大事にはならない…このような安易な気持ちが死傷者を出す悲惨な事故につながります。前述のとおり，道路交通法上，自転車は車両の一種です。法律違反をして事故を起こすと，「刑事上の責任」が問われます。また，他人にケガを負わせた場合，被害者に対する「民事上の損害賠償責任」も発生し，高額な賠償金を支払わなくてはならない場合もあります。賠償責任は，未成年といえども免れることはできません。

損保協会で把握している，これまで最も高額な自転車事故における判決認容額（注）は9,521万円で，

高校生の自転車による事故事例

死亡･障害	学年	発生状況
死亡	高１	自転車で友人と登校中，歩道から車道に飛び出し，後方から走ってきた自家用車にはねられた。進行方向右前方にはね飛ばされ，中央分離帯で頭部を打ち付けた。救急車で医療機関へ搬送されたが，死亡した。
死亡	高３	自転車で帰宅途中，横断歩道を走行中に，国道から左折してきた大型（10ｔ）トラック前輪に自転車ごとひかれて車両下に巻き込まれ，10m程引きずられた。救急車で搬送されたが，心肺停止の状態で死亡が確認された。
障害	高２	自転車で下校中，雨が降っていたためスリップして転倒した際，ガードレールに顔を強打した。
障害	高３	登校時，自転車で下り坂を走行中，対向車を避けようとハンドルを切ったとき，強風にあおられてバランスを崩し，転倒した際に額を負傷した。

2013年（平成25年）７月４日に神戸地方裁判所で判決が出ました。事故当時11歳の小学生が夜間，帰宅途中に自転車で走行中，歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（当時62歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い，意識が戻らない状態となりました。

最近では，2014年（平成26年）１月28日に，判決認容額4,746万円の判決が東京地方裁判所で出ました。成人が昼間，赤信号を無視して交差点を自転車で直進し，青信号で横断歩道を歩行中の女性（当時75歳）に衝突。女性は脳挫傷等で５日後に亡くなりました。

（注）判決認容額とは，裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額（概算額）です。裁判後の上訴等により，加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

６．自転車事故に備える保険

自分自身のケガのリスクに対しては，傷害保険でカバーできます。もう１つのリスクである，損害賠償責任に備える保険もあります。ただし，自転車は車両の一種ではありますが，自動車事故への備えとは異なり，被害者救済のための強制保険（自賠責保険）がありません。それでは，どのような保険に加入していれば，損害賠償責任を果たせるのでしょうか。

答えは「個人賠償責任保険」です。一般的には，火災保険・自動車保険・傷害保険などの特約（オプション）として契約することが可能になっています。ただし，特約の名称は，保険会社によって異なっており，保険会社によっては取り扱っていない場合がありますので，ご自身の保険証券で特約が付いているかぜひ確認してください。

また，最近では自転車事故のリスクに特化した自転車向けの保険を販売している保険会社もあります。インターネットやコンビニエンスストアで加入できる保険もありますので，比較検討してみてください。

７．おわりに

損保協会では，自転車事故が社会問題になる以前から，高校生を主たる対象とした講演会等への無料講師派遣活動を行ってきました。2015年度（平成27年度）は，全国44校の高校で自転車をテーマにした講演会を開催しています。今後も，損保協会のホームページから高校生のみならず，社会人，高齢者などを対象とした講演をお申込みいただけますので，ぜひご活用ください。

自転車の事故を防止するには，生徒や指導者のみならず，保護者や地域を巻き込んだ取組みも効果的です。一例として，岐阜県では，地元警察に協力いただき，県内の高校で「自転車運転免許証」を生徒に交付する施策に取り組んでいます。このように，学校関係者，行政，警察が一丸となった交通安全教育を推進することも，自転車の事故防止の効果をより一層発揮するものと期待しています。

【注記】各グラフの構成率は，警察庁の統計をもとに小数点第２位を四捨五入しているため，合計が100%にならない場合があります。

なお，【グラフ１・２】は警察庁データにより，また，【グラフ３】は「交通事故統計平成27年版」（警察庁交通局）により作成しています。